

ネットワン支店ご利用規定

本規定は、お客さまと福岡銀行（以下「当行」といいます。）ネットワン支店（以下「当店」といいます。）との間の取引について定めたものです。お客さまが当店と取引を行う場合は、下記条項のほか、別途当行が定める各種商品・サービスにかかる規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

1. 当店との取引範囲

- (1) お客さまは、本規定に基づき、以下に定める取引をご利用いただけるものとします。
 - [1] 通帳不発行方式(無通帳方式)のインターネット専用口座「Net-One」(以下「ネットワン口座」といいます。)による総合口座取引(普通預金、定期預金、定期預金を担保する当座貸越)
 - [2] その他当行所定の取引
- (2) 当店の各種商品の取扱内容は、当行所定のものとなり、当店以外の当行本支店と異なります。当店の各種商品では、次の取扱いはできません。
 - [1] 普通預金口座における代理人キャッシュカードの発行
 - [2] 有通帳口座への変更
 - [3] 少額預金の利子非課税制度(マル優)の取扱い
 - [4] 手形、当座小切手等の発行
 - [5] 手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れ
 - [6] その他当行所定の事項
- (3) 当店で提供するサービス内容、金利、手数料等は当行所定のものとなり、当店以外の当行本支店とサービス内容、金利、手数料等が異なる場合があります。

2. 利用資格・利用条件

- (1) 当店と取引が行えるお客さまは、日本国内に住所を有しかつ居住している満18歳以上の個人の方(成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者(以下「成年後見制度利用者」といいます。))を除く)に限らせていただきます。
- (2) 当店で各種商品・サービス(以下総称して、「各取引」といいます。)のご利用にあたっては、各取引にかかる規定にて利用資格を定めている場合があります。この場合、上記(1)のほか、各取引にかかる規定に定める利用資格を満たす必要があります。
- (3) 当店と取引を開始するにあたっては、当店においてネットワン口座の新規開設が必要となります。
- (4) 当店で開設できる口座は、お客さまお一人につき1口座とします。
- (5) 当店で開設した口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号や団体名等を付けた名義の口座を開設することはできません。

- (6) 当店で口座を開設する場合、ふくぎんダイレクトバンキングサービス(以下「DB サービス」といいます。)、ふくぎんマイレージサービス「マイバンクプラス」に同時申込となります。

3.取引の開始

- (1) お客さまが当店との取引の開始を希望する場合、当行所定の「口座開設アプリ」により口座開設のお手続きをしていただきます。従って、お手続きについては「福岡銀行口座開設アプリ利用規定」に同意したものととして取扱います。なお、お申込みには運転免許証が必要です。また、以下の項目に該当する方は、当店で口座開設をお申込みいただくことはできません。
- [1] すでに当行に総合口座または普通預金口座をお持ちの方
 - [2] 運転免許証記載の住所・氏名の変更手続きをされていない方
 - [3] 運転免許証の有効期限が切れている方
 - [4] 運転免許証の氏名にアルファベットが含まれる方
 - [5] 運転免許証の氏名に通称名が併記されている方
 - [6] 事業でお使いになる目的の方
 - [7] 成年後見人制度をご利用の方
 - [8] マル優をご利用の方
 - [9] 総合分離課税以外をご希望の方
 - [10] 日本国外に居住の方
 - [11] 税法上の居住地国が日本以外の方
 - [12] 米国人等に該当する方
 - [13] 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とご家族
- (2) お客さまは、当行所定のスマートフォンアプリにて口座開設に関する必要事項の入力とご本人確認書類を当店へ送信するものとします。
- (3) 当店は、お客さまから送信された申込情報と本人確認書類の内容を確認します。お申込内容を受領し、承認した場合に口座開設の処理手続きをおこないます。なお、お申込み内容に不明な点、不備などある場合には、電話、電子メール等で確認を行うことがあります。この確認の手続きがお申込日から1ヶ月以内に完了しない場合には、お客さまの当店に対する口座開設の申込みは撤回されたものとして取扱います。
- また、お申込内容の確認の結果、総合的な判断に基づいて口座開設をお断りすることがありますので予めご了承ください。
- (4) 当店との取引は、上記(3)の当行での口座開設の処理手続きが終了し、お客さまに当行が発行する「キャッシュカード」が到着したことをもって開始されるものとします。
- (5) 当店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより、当店で取引を開始することはできません。

4.お届印

- (1) 本口座の印章は、口座開設後すみやかに別途当行所定の方法により届け出るものとします。
- (2) 当行は、上記(1)の印章の届け出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等をおこないます。
- (3) 上記(1)の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定の取引はできません。
- (4) 上記(1)の届け出前に生じた損害、または上記(1)の届け出が正当におこなわれなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 当店との取引方法

- (1) お客さまは本規定に基づき、次の方法で当店との各取引を利用することができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
 - [1] DB サービスにおける「テレホンバンキング」「インターネットバンキング」による取引
 - [2] 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入支払機(現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下「ATM・CD」といいます。)による取引
 - [3] その他当行所定の方法による取引
- (2) 上記(1)の各取引方法において、当店で取扱う各取引の種類・業務等は当行所定のものとし、当行本支店の窓口で取扱う各取引の種類・業務等と異なる場合があります。
- (3) 上記(1)[3]の取引方法による各取引の利用において、当行所定の手数料が必要となる場合があります。この場合当行はお客さまに対して手数料金額をその都度明示し、当店のネットワン口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。

6. ATM・CDの故障や通信機械およびコンピュータ等の障害時の取扱い

- (1) 停電・故障等により当行のATM・CDによる取扱いが出来ない場合および通信機器・回線等の障害等によりDBサービスによる取引が出来ない場合には、当店以外の当行本支店窓口において、窓口営業時間内に限り、当行所定の方法で預金の払戻し、預入れ、または振込等を受付ます。
- (2) 上記(1)の理由により当行ATM・CDおよびDBサービスによる取引ができない場合に、当店の各取引に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

7. 取引確認方法・残高証明書発行

- (1) 当店におけるお客さまの取引残高、取引明細等は、当行所定の期間、DBサービスを利用して、お客さまご自身で確認することができますので、必要に応じてお客さまご自身で印刷ください。
- (2) お客さまが残高証明書を必要とされる場合は、当行所定の方法により都度申込みください。なお、残高証明書の発行にあたり、当行所定の手数料を、当店のネットワン口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。

- (3) 届出の住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当行は保管責任を負いません。延着した場合や到着しなかった場合等で当行の責に帰すことができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。

8.通知および告知方法

- (1) 当行からお客さまへの各種通知および告知は、原則として、当行ホームページへの掲示、または、DB サービスに登録された電子メールアドレス(以下、「届出メールアドレス」といいます。)への電子メール送信により行われるものとします。ただし、各種計算書、各種定期預金の満期のご案内等、一部の通知は、届出住所への送付により行います。
- (2) 届出メールアドレスまたは届出住所に当行が電子メール、送付物を送信または送付した場合は、通信事情・配達事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなし、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 届出メールアドレスまたは届出住所あてに、当行が送信または送付した電子メール、送付物が未着として当行に返戻された場合、当行は電子メール、送付物の送信または送付を中止し、当店の各取引の全部または一部を制限することができるものとします。また、返戻された電子メール・送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

9.届出事項の変更等

- (1) お届印、住所、氏名、電話番号、届出メールアドレス等、当行への届出事項に変更があった場合には、当行所定の方法により、当行に届出るものとします。変更の届出は当行の変更処理が完了した後に有効となります。変更処理が完了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。また、届出の前に生じた損害についても、当行は責任を負いません。
- (2) 当店のお取引の全部または一部を、当店以外の当行本支店に変更することはできません。

10.喪失の届出

- (1) お届印、キャッシュカード、DB サービスのご利用カード、ソフトトークンをインストールした利用端末またはワンタイムパスワード生成機を紛失した場合は、直ちに当行へ連絡するとともに、当行所定の手続きを行うものとします。お届印、キャッシュカード、DB サービスのご利用カード、ワンタイムパスワード生成機の紛失を当行へ連絡する以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) キャッシュカード、ワンタイムパスワード生成機を再発行する際には、当行所定の手数料を、当店のネットワン口座から払戻請求書等の提出なしに引落しのうえ、手続を行います。

11.商品・サービス等の変更

- (1) 当行は、当店で取扱う各取引の商品内容またはサービス内容等を、お客さまに事前に通知することなく、相当な範囲で、任意に変更できるものとします。また、当該変更のために当行所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。
- (2) 上記(1)の変更および一時利用停止の内容については、原則として、当行のホームページに掲示することにより告知します。
- (3) 上記(1)の変更および一時利用停止によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 解約等

- (1) お客さまが、当店における各取引を解約する場合には、当行所定の方法により解約するものとします。なお、当店のネットワン口座を解約する場合には、当店における全ての取引を解約するものとします。また、当店のネットワン口座取引を残したまま、DBサービスのみを解約することはできません。
- (2) お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく、当店との各取引の全部もしくは一部を停止のうえ、当店との各取引の全部もしくは一部を解約することができるものとします。この各取引の停止・解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
 - [1] 本規定その他当行が定める各取引にかかる規定に違反したとき
 - [2] 当店との取引開始時に当行が送付するキャッシュカードが、郵便不着、受取拒否等により当行に返却されたとき。
 - [3] 当行に支払うべき諸手数料等の支払いがなかったとき
 - [4] 住所・連絡先変更の届出変更を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
 - [5] 当店のネットワン口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはネットワン口座が名義人の意思によらず、開設されたことが明らかになったとき
 - [6] 当店のネットワン口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - [7] 当店にネットワン口座開設後、初回入金か1年間なかったとき、または1年以上にわたり、ネットワン口座の普通預金への利息入金または利息出金以外に当店との取引がないとき
 - [8] 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - [9] 成年後見制度利用者となったとき
 - [10] 当行に虚偽の申告をしたとき
 - [11] 日本国内に居住している実態がないと判明したとき
 - [12] 前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じたとき
- (3) ネットワン口座の解約により預金等が残る場合には、当行所定の方法により、お客さまが指定するお客さま名義の当行本支店または当行以外の金融機関へ、当行所定の振込手数料を差引いた上で振込むものとします。お客さまに対する貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後、手続きをいたします。

13.譲渡・質入れ等の禁止

当店の各取引に基づくお客さまの一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることはできません。

14.規定の適用

- (1) 当店との各取引において、本規定に定めのない事項については、各取引にかかる規定等により取扱います。
- (2) 本規定と各取引にかかる規定等の定めが異なるときは、本規定が優先します。
- (3) 各取引にかかる規定等については、書面による送付または当行ホームページへの掲示により告知します。お客さまにおいて個別の規定が必要な場合は、当店あて請求するものとします。

15.規定の変更

当行は、本規定の内容を相当な範囲で、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、当行ホームページへの掲示により変更後の規定を告知するものとします。規定の変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うものとします。

16.準拠法・合意管轄

- (1) 当店との取引の契約準拠法は、日本法とします。
- (2) 当店との取引に関する訴訟については、福岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

(2020年4月1日)

以上

【ネットワン支店について】

https://www.fukuokabank.co.jp/personal/service/directbanking/netone_shiten/

【ネットワン支店のサービス内容について】

https://www.fukuokabank.co.jp/personal/service/directbanking/netone_shiten/service/index.html

【ネットワン支店の口座開設について】

https://www.fukuokabank.co.jp/personal/service/directbanking/netone_shiten/nagare/index.html